

第四十五号議案

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例

東京都国民保護協議会条例（平成十七年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「七十四人」を「九十二人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都国民保護協議会の運営の充実を図るため、委員の総数の上限を改める必要がある。